

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p> | <p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p> |
|--|---|
| <p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p> | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>当業務は、浄化槽の汚泥引抜きや機器類の洗浄などの清掃業務と装置の運転状況や放流水及び汚泥などの状況を常に把握する定期的な保守点検業務の委託である。清掃業務については、浄化槽法第35条により当該区域を管轄する市町村長の許可を受けた業者のみが行うことができる。また、保守点検業務を清掃業務と一体化することにより、分割で発注する場合に比べ安価となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>関市が旧関市内において清掃業務を許可している業者は、中央清掃(株)、(有)関環境サービスの2者であり、営業区域の東方面を中央清掃(株)、西方面を(有)関環境サービスが担当している。</p> <p>当館の所在地の地域の営業区域を担当する業者は(有)関環境サービスであるが、百年公園及び当館は開設以来、中央清掃(株)に委託しており、関市(環境課)も特例対応としている。</p> <p>このため、当館においては中央清掃(株)のみが当委託業務を実施することができる。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。